（仮称）茂原市民会館建設基本計画（素案）

平成30年10月

茂　原　市

目　次

１．　基本計画の背景

（１）　基本構想　…　１

（２）　上位・関連計画における市民会館・中央公民館の位置づけ　…　２

２．　建設候補地

（１）　建設候補地決定の経緯　…　３

（２）　現市民会館・中央公民館敷地について　…　３

３．　施設計画

（１）　大ホール部門　…　６

（２）　多目的ホール部門　…　８

（３）　創造支援部門　…　９

（４）　管理運営部門　…　１０

（５）　共用部門　…　１０

（６）　駐車場　…　１１

（７）　全体施設規模　…　１１

４．　管理運営に関する考え方

（１）　事業　…　１２

（２）　組織　…　１３

（３）　規則　…　１４

５．　整備手法の検討　…　１５

６．　事業スケジュール　…　１６

1. 基本計画の背景

本市では、これまで多くの人を集め、鑑賞や発表の出来る施設、あるいは趣味や習い事といった日常的な文化活動が行える施設として、昭和 42 年には茂原市中央公民館、昭和 43 年には茂原市民会館を設置しました。両施設は、長生郡圏内における文化活動拠点として、広く利用されてきました。

しかしながら、いずれの施設も建設から 50 年が経過し、施設や設備の経年劣化が著しく、引き続き安全性を確保していくことが難しい等の理由から、市民会館は平成 31 年 3 月末で閉館し、中央公民館についても安全性や快適性、使い勝手やバリアフリー対応等様々な問題を抱えており、その解消が望まれています。

上記の状況を踏まえ、平成 29 年度には新市民会館整備に向けた「(仮称）茂原市民会館建設基本構想」（以下、基本構想）を策定しました。

そして平成 30 年度は、基本構想に基づいて建設候補地や施設の内容等について、昨年度に引き続きワークショップを通して市民意見・ニーズを明らかにすると共に、さらに具体的な検討を行い、基本計画を策定しました。

（1）基本構想

平成 30 年 3 月に策定した基本構想では、これまで長く親しまれてきた茂原市中央公民館と茂原市民会館に替わる新たな施設について、「文化芸術」「創造」「交流」「市民」「発信」の 5 つのキーワードを基本理念として掲げ、その実現のために 4 つの基本的な役割を持った施設を整備することとしました。

① 基本理念と役割

基本理念

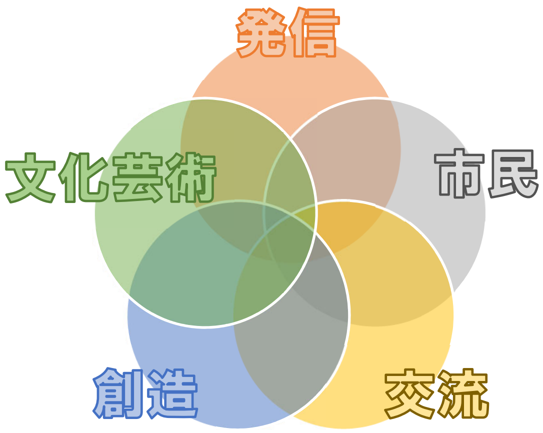

4つの役割	日常的な市民の文化芸術活動・創造拠点となる
	交流を生み出す、市民の居場所となる
	市民が文化芸術にふれる機会を提供し、健やかで豊かな心を育む
	文化芸術の力で“笑顔と自然と文化のまち　茂原”を醸成し、発信する

（2）上位・関連計画における市民会館・中央公民館の位置づけ

（仮称）茂原市民会館建設に関連する計画として、次のものがあります。

- 茂原市総合計画
  - ・基本構想（平成 13(2001)～平成 32(2020）年度）
  - ・基本計画　各 2 部各論（平成 13(2001)～平成 22(2010）年度）
  - ・後期基本計画（平成 23(2011)～平成 32(2020）年度）
  - ・第 6 次 3 か年実施計画（平成 29(2017)～平成 32(2020）年度）
- 茂原市公共施設等総合管理計画（平成 28(2016)～平成 42(2030)年度）
- 第 2 次茂原市生涯学習推進計画　生涯学習推進計画（平成 23(2011)～平成 32(2020)年度）
- 茂原市地域防災計画（平成 29(2017)年改定）
- 茂原市都市計画マスタープラン（平成 24（2012）～平成 42（2030）年度）

（3）国の文化政策の動向

市民会館が開館した昭和 43 年当時は、劇場やホールに関する法律は整備されていませんでしたが、平成 13 年に、国は「文化芸術振興基本法」(劇場法)を制定し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本理念を定めました。

平成 24 年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を制定し、劇場・音楽堂等の活性化を通じて、わが国の実演芸術の振興等を図り、心豊かな国民生活や活力ある地域社会を実現することとしました。

また、平成 29 年には「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」として「文化芸術基本法」が施行され、文化芸術だけでなく、観光やまちづくり等その他の分野も取り込んで、

文化芸術によって生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとしています。

平成 13(2001)年	文化芸術振興基本法制定
平成 24(2012)年	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
平成 25(2013)年	劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取り組みに関する指針
平成 26(2014)年	文化芸術立国中期プラン
平成 27(2015)年	文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針） 文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想
平成 29(2017)年	文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（文化芸術基本法）

２. 建設候補地

（1）建設候補地決定の経緯

（仮称）茂原市民会館建設基本構想において、新たな複合施設が果たすべき役割や機能を実現化できる場所として、3ヶ所（現市民会館・中央公民館敷地、現茂原セントラルモール敷地、駅前区画整理事業敷地）の公共用地（一部私有地を含む）を抽出しました。

その後、3ヶ所以外の用地も含め、さまざまな観点から比較検討した結果、本計画では交通アクセスが良好であり、公共公益ゾーンとして官公庁機能が集積していて人々が集まりやすい、「現市民会館・中央公民館敷地」を建設候補地としました。

ただし、この他にも最適な候補地があった場合には、引き続き検討をすることとします。

（2）現市民会館・中央公民館敷地について

建設候補地とした「現市民会館・中央公民館敷地」はJR茂原駅より約1.5kmに位置し、駅からは徒歩約20分程度、バスによるアクセスも可能です。敷地周辺には官公庁機能が集積し、日常的に市民が集うエリアとして計画されています。茂原市都市計画マスタープランにおいても、中心拠点として茂原の顔となる拠点施設の整備について、記載されています。また、敷地の西側は国道128号線に面しており、車でのアクセスも容易です。国道128号線沿いには飲食店や商業施設が立ち並んでおり、新たな複合施設との連携により、さらなる魅力的な空間形成およびまちづくりへの展開も期待されます。

なお、本候補地の用途地域は第二種住居地域、一部は準住居地域にあたり、新たな複合施設の建設にあたっては、法令上の手続きが必要です。

【茂原市都市計画マスタープランにおける建設候補地についての記載】

第4章　部門別まちづくり方針　第6節　「育む」の整備方針（地区の基盤整備と協働のまちづくりの方針）	
目標	都市づくりの主人公となる人づくりと、市民と行政の協働による魅力的で質の高い地区の基盤整備の推進
方針④	広域の顔となる中心市街地の形成に向けた、民間・行政一体となっての面的・計画的整備の推進
・茂原駅周辺では、中心市街地における都市的な居住の促進に向けて、民間と行政とが一体となって面的・計画的に事業を推進する ・茂原中心拠点には広域的な拠点施設の複合集積を促進する ・活力ある都市中心拠点が形成され、都市の魅力と利便性が維持向上されるよう、市民・事業者・行政が協働して商店街活性化に取組む	

第5章　地区別まちづくり方針　第5節　茂原地区　第3項　茂原地区のまちづくり方針	
テーマ	中心市街地の再生を通じた、茂原の顔、広域の顔となる中心拠点のまちづくり
・古くから商店街を形成し、賑わいや市民の交流の場として親しまれてきた中心市街地の再生をまちづくりの基本に据える ・様々な都市機能が集積する利便性を活かして積極的に人口の誘導を図る ・新たな個性や賑わいを醸成する、茂原の顔、広域の顔となる中心拠点としてのまちづくりを進める	
④「憩う」の整備方針（都市環境・景観の保全・整備の方針）： 市民が集い、多目的に活用できる賑わい空間の確保を進める ⑤「育む」の整備方針（地区の基盤整備と協働のまちづくりの方針）： 中心市街地において、広域の中心としての複合的な拠点機能の充実を図る	

【建設候補地と茂原駅との位置関係】

【建設候補地周辺概要図】

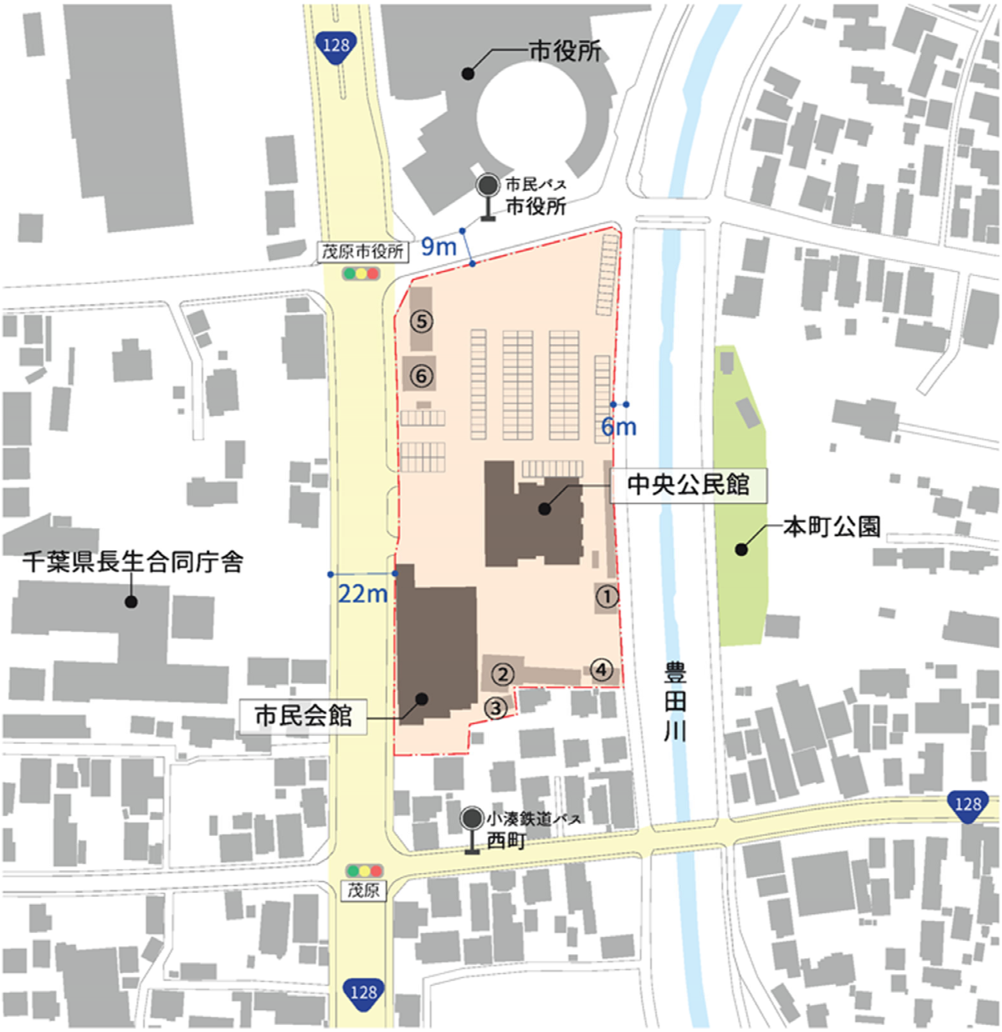

【建設候補地概要】

・所在地	茂原市茂原 101 番地
・敷地面積	10,586 ㎡
・用途地域	第二種住居地域、準住居地域
・建ぺい率	70%(用途地域 60%＋角地補正 10%)
・容積率	200%
・接道	西側:道路幅員約 22m(国道 128 号) 北側:道路幅員約 9m 東側:道路幅員約 6m
・現状	市民会館、中央公民館、庁舎南側来庁者駐車場(125 台) ①～④:車庫、⑤:市庁舎別館、⑥:災害救援物資備蓄倉庫
・駅からの距離	約 1.5km(徒歩 20 分程度)
・公共交通機関	小湊鉄道バス「西町」より徒歩 2 分 市民バス南部五郷コース「市役所」から徒歩 2 分

3. 施設計画

新たな複合施設は以下の機能を有する施設で構成します。

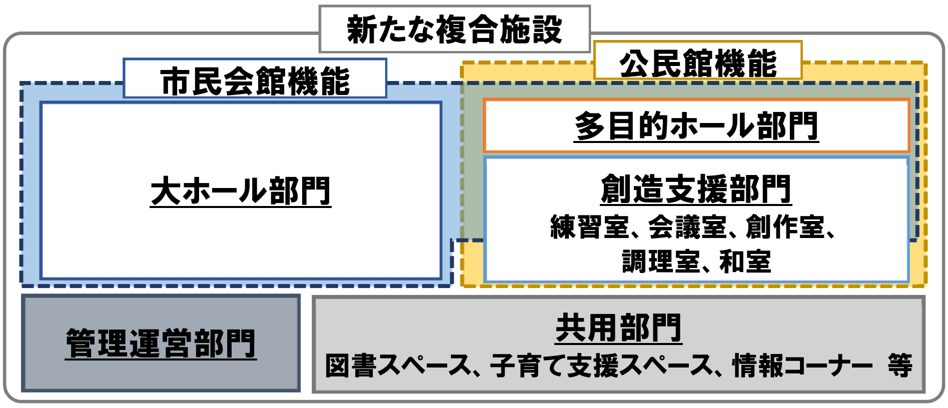

（1）大ホール部門

市民文化団体による催しから興行まで、様々な利用に対応できる施設とします。

市民の文化創造活動の実践や優れた舞台芸術の鑑賞の場として、利用者が使いやすいホールとします。

舞台芸術に重点を置き、音楽での利用性能を向上させる技術を取り入れたホールとし、客席は音響効果や舞台の見やすさに配慮します。

舞台大道具や楽器等の搬出入動線、利用者の動線などに配慮し、利便性を高めます。

① 客席

- 客席数は 800 席程度、平土間形式にした場合は 1,000 人程度収容可能とします。
- 客席は複数階で構成し、1 階席は可動客席、2 階席は固定席とします。また、1 階可動客席を収納し、平土間形式としても利用可能とします。
- 催しの規模に応じて 1 階客席のみの利用、複数階客席での利用などができるよう配慮します。
- どの客席からも舞台が良く見える配置とし、臨場感を体感できる良好な鑑賞環境となるよう配慮します。
- 持込用音響調整卓や照明調光卓などが設置できるよう配慮します。
- 障がいのある人や親子での鑑賞に配慮します。

② 舞台

- 様々なジャンル、演目に対応できる十分なサイズの舞台を設けます。
- 舞台は音響反射板を設置し、観客への音響と演奏者自身への音響に配慮します。
- 主舞台サイズ：幅 14.5m（8 間）、奥行き 14.5m（8 間）程度
- 舞台袖は上手・下手ともに十分なサイズを設けます。

•想定舞台寸法

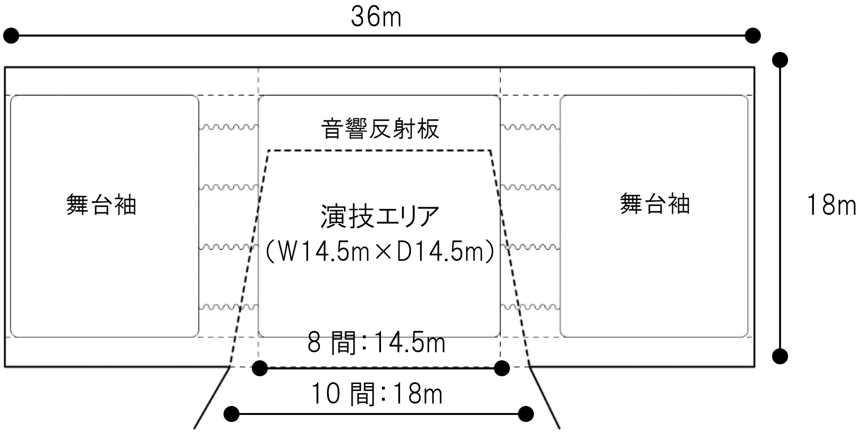

③ ホワイエ

- 観客が開演前や休憩時間に憩い、くつろげる空間とします。
- 主催者が利用できる控室を設けます。
- ホール利用者による作品展示等にも配慮します。

④ 楽屋

- 多数の出演者に対応できる必要かつ十分な設備を備えた大・中・小楽屋を設けます。
- 主催者や上演団体のスタッフ、技術スタッフのための控室を設けます。
- 楽屋事務室、楽屋ロビー、シャワールーム、給湯室、楽屋倉庫等を設けます。

⑤ 搬入口

- 11tトラックなどの大型車両での搬出入に配慮します。
- 悪天候時や夜間の作業に対処するため、屋内で荷卸しができるよう配慮します。
- 舞台へのスムーズな搬出入が可能な動線を確保します。

⑥ 倉庫

- 大道具備品や舞台などで利用する音響・照明機材を収納するための舞台備品庫を、舞台に近い位置に設けます。
- 恒温恒湿に保つことのできるピアノ庫を舞台に近い位置に設けます。

■大ホール部門諸室（想定）

部門	諸室	面積(㎡)	備考
客席関係	客席(800 席)	700	1 席当たり 0.7～0.8 ㎡
	多目的鑑賞室	20	
ホワイエ関係	ホワイエ	450	1 人当たり 0.45～0.6 ㎡
	主催者事務室	20	
	ホワイエ備品庫	20	
	客用トイレ	215	法的数量以上の便器数を確保
舞台及び舞台裏	舞台	650	幅 36m×奥行 18m PW=14.5m(8 間)
	舞台備品庫	150	
	楽器庫	25	
	照明・音響器具庫	50	
	制御盤室	110	
	搬入ヤード	100	
技術諸室	調光・音響操作室	80	
	投光室	30	
楽屋関係	楽屋	160	小楽屋：20 ㎡×2 室 中楽屋：30 ㎡×2 室 大楽屋：60 ㎡×1 室
	スタッフ控室	20	
	楽屋ロビー	20	舞台と楽屋の間に配置
	楽屋事務室	20	楽屋通用口に設ける
	楽屋トイレ	35	
	シャワールーム	20	10 ㎡×2 室
	楽屋備品倉庫	10	
	洗濯室	15	
計		2,920	

（2）多目的ホール部門

多目的ホールは、公演リハーサルや市民の日常的な練習のほか、小規模な発表会や大人数での会議等、さまざまな用途で利用可能な平土間形式のホールとします。

- 本番前のリハーサル利用や各種練習ができるよう、大ホール主舞台と同等の面積を確保します。
- 発表会や小規模な演劇公演、作品展示にも対応可能な音響照明設備等を設けます。
- 大人数での会議での利用も可能な設備を設けます。
- 音や振動に配慮した性能を確保します。

■多目的ホール部門諸室（想定）

部門	諸室	面積(㎡)	備考
多目的ホール	多目的ホール	240	平土間形式（大ホール主舞台と同規模）
	倉庫	20	
計		260	

（3）創造支援部門

創造支援部門諸室は、日常的な市民の創造・練習活動の場として、市民が利用しやすい部屋とします。会議室は、単独での諸室は持たずに他の諸室の「重ね使い」で対応します。

① 練習室

- 日常的な練習の場として、バレエやダンス、演劇の他、合唱や吹奏楽、バンドなどの電気楽器も使用できる空間とします。
- 防音・遮音性能や振動に配慮した性能を確保します。
- 楽屋や会議室としても利用可能な設備を設けます。

② 創作室

- 自主事業や貸館利用の際に舞台大道具や小道具の製作ができる空間とします。
- 生け花など、水を必要とする文化芸術活動も可能な給排水設備を設けます。
- 塗料や水などの使用を前提とした床材、水廻りを検討します。
- 製作した作品をそのまま展示することも可能な設備を確保します。

③ 調理室

- 料理教室や地域の食育活動、災害時に対応できる部屋とします。
- 調理台を 6 台程度設けます。
- 給排水・給湯設備等を設けます。

④ 和室

- 8 畳の部屋を 2 室設け、茶室としても利用可能な設備を設けます。
- 休憩室の利用や災害時には宿泊も可能な部屋とします。

⑤ その他

- 市民活動に必要な備品や楽器類等を収納する倉庫を設けます。
- 更衣室･シャワー室を設けます。

■創造支援部門諸室（想定）

部門	諸室	面積(㎡)	備考
練習室	練習室	200	小練習室:20 ㎡×2 室 中練習室:40 ㎡×2 室 大練習室:80 ㎡×1 室
創作室	創作室	90	
調理室	調理室	90	調理台 6 台
和室	和室	40	8 畳×2 室
その他	備品庫･楽器庫	50	
	更衣室･シャワー室	30	15 ㎡×2 室
計		500	

（4）管理運営部門

管理運営部門諸室は、運営スタッフの執務スペースや利用者打合せの部屋、受付機能などを設けるとともに、訪れやすく開かれた管理事務室を整備します。また、市民ボランティア団体等の拠点となる市民活動室を整備します。

■管理運営部門諸室（想定）

部門	諸室	面積(㎡)	備考
事務室	管理事務室	100	
	市民活動室	20	市民ボランティア団体等の拠点
計		120	

（5）共用部門

共用部門は、利用者のためのロビー機能だけでなく、施設の賑わいを創出するための重要な空間として、催物が行われていなくても市民が気軽に立ち寄れる場や市民にとっての居場所・リビングとなるよう計画します。

授乳室等を整備した子育て支援スペース、勉強スペースにもなる図書スペース、文化活動に関連する情報提供・発信の場として情報コーナーを設けます。また、エントランスロビーにはギャラリーとして絵画や写真等の展示利用が可能なスペースや、簡単な打合せや談話が可能なエリア・飲食可能なエリアを設置します。

■共用部門関連諸室（想定）

部門	諸室	面積(㎡)	備考
共用部門	子育て支援スペース	20	授乳室、おむつ替えスペース等を整備
	図書スペース	50	
	情報コーナー	50	エントランスロビーに隣接
	エントランスロビー	100	ギャラリー、打合せ・談話エリア、飲食エリア
計		220	

【施設機能関連図】

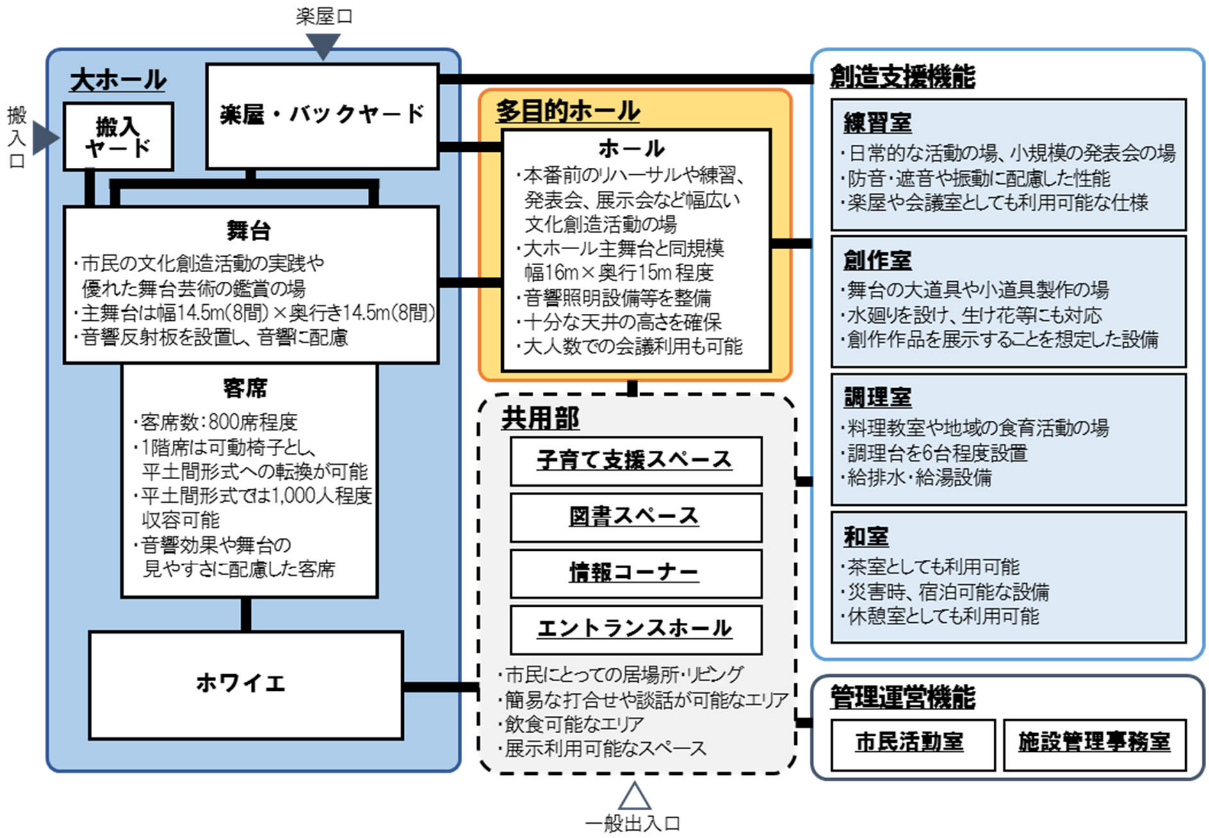

（6）駐車場

利用者の駐車場については、市の条例に基づく附置義務台数を確保した上で、周辺の交通への影響等を総合的に勘案し、施設管理者用、主催者用、搬入トラック用などの駐車場と併せて適切な台数を検討します。

（7）全体施設規模

各諸室の想定面積を合計すると、新たな複合施設における想定延床面積は、6,380 ㎡程度となります。

部門	面積(㎡)	備考
(1) 大ホール部門	2,920	客席：800 席、平土間形式時 1,000 人収容
(2) 多目的ホール部門	260	大ホール主舞台と同規模(幅 16m×奥行き 15m)
(3) 創造支援部門	500	練習室、創作室、調理室、和室、倉庫、更衣室･シャワー室
(4) 管理運営部門	120	管理事務室、市民活動室
(5) 共用部門	220	子育て支援スペース、図書スペース、情報コーナー、エントランスロビー
小計	4,020	
共用部	1,410	小計×35%程度　階段･廊下･共用便所等
機械室	950	延床面積×15%程度
延床面積	6,380	

4. 管理運営に関する考え方

基本理念で掲げたように新たな複合施設は、関心のある人だけが訪れる施設ではなく、老若男女、あらゆる人が日常的に集い、文化芸術を通じた交流を生み出し、市民の暮らしをより豊かにしていくことが求められます。

そのためには、単に施設を貸し出すだけでなく、公演やイベント等の様々な事業企画の提供、市民の文化活動や参加を推進していくよう、継続的に働きかけていくことが必要です。

また、市民会館機能（大ホール部門）と公民館機能（多目的ホール部門・創造支援部門）、防災拠点機能、共用部門と管理部門を有する施設で、様々な使い方に柔軟に対応できることが求められます。

そのためには、機能の違いや法的基準等で縦割り的な運用とならないよう、相互の円滑な利用を可能とする条例規則や一体的な運営を行うための組織体制が必要です。さらに、市内の公共施設はもちろん、市外の文化施設等とも広域的な連携協力を積極的に図ることで求心力を高め、市民はもちろん周辺自治体住民に対する積極的な広報活動を行うことも必要です。

管理運営の詳細については、基本構想、基本計画の考え方を踏まえた「管理運営計画」の中で検討します。

(1) 事業

新市民会館では、基本構想で定めた４つの役割を果たすために、以下の６つの事業に取り組みます。

■４つの役割を果たすために取り組む６事業

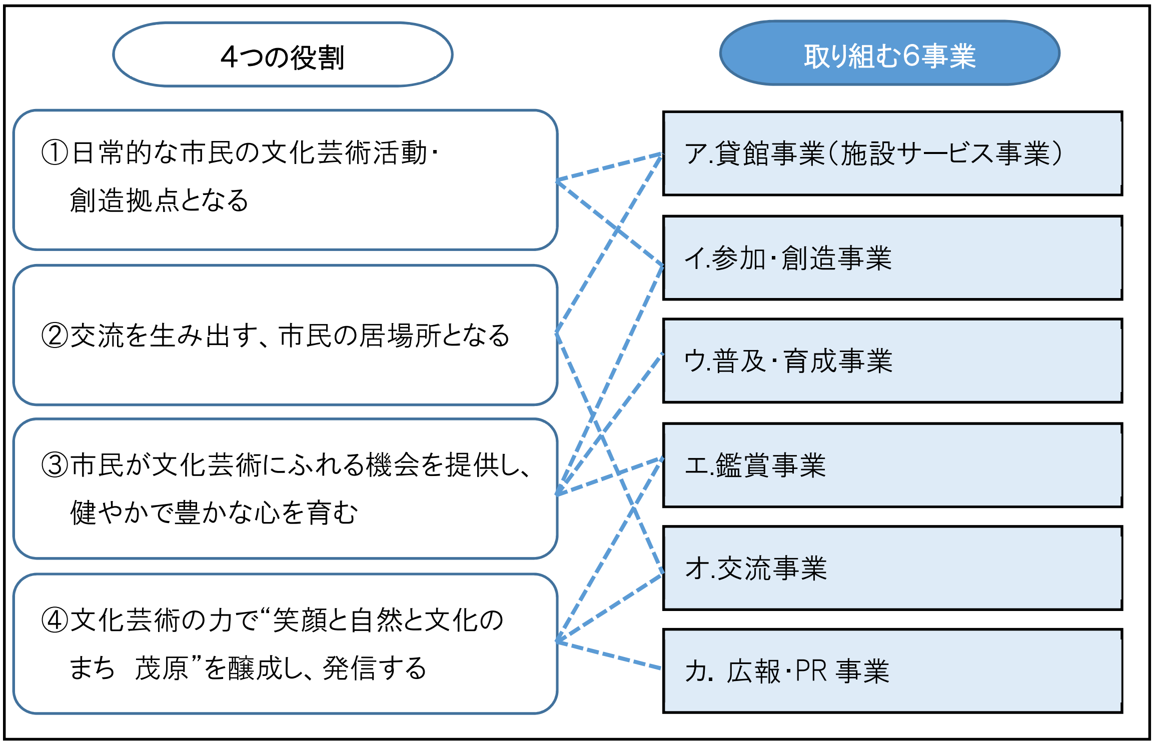

ア. 貸館事業（施設サービス事業）

ただ施設を貸し出すだけでなく、公演や利用の相談対応や活動団体の紹介を行うなど、文化芸術活動をサポートします。また、人々が交流できる空間や季節感を感じられる演出等、来館者が再び訪れたくなる市民の居場所づくりに貢献します。

イ. 参加・創造事業

文化芸術を体験・経験できる機会を提供することで、文化芸術に関わる市民を増やします。さらに、実際に舞台に立ったり、舞台や公演をつくったりする機会を通じて、市民の創造力や表現力を引き出します。

ウ. 普及・育成事業

文化芸術に触れたことのない人にも気軽に楽しめるような解説付きコンサートやロビーコンサート、ホールになかなか行くことが出来ない人に文化芸術を直接届けるアウトリーチ等、幅広い市民に文化芸術に触れていただけるような機会を提供します。また、プロの指導が得られる機会等を通じて、技術の向上や活動の活性化を支援します。

エ. 鑑賞事業

質の高い芸術を鑑賞する機会によって、市民の豊かな心と感性を育みます。また茂原でしか見ることのできない公演や茂原オリジナルの作品づくりにも取り組み、「茂原らしさ」を内外に発信します。

オ. 交流事業

世代や立場、国や地域、文化芸術や各ジャンルを超えて交流できるような機会を提供します。交流を通じて、にぎわいを生み出し、市民やまちの活力につながるよう取り組みます。

カ. 広報・PR 事業

施設や様々な事業について内外に積極的に発信します。ただし、一方通行で情報を伝えるだけの広報ではなく、双方向のコミュニケーションを積み重ねながら、多くの人に愛されるようつながりや関係づくりに取り組みます。

（2）組織

PFI 導入可能性調査等も踏まえ、直営か指定管理者のいずれかを選択することになります。その際、管理運営について、建物と同等以上に重視します。運営主体は、前述の事業を担うことのできる最適な主体となるよう検討を進めていきます。

（3）規則

管理運営の基本となる規則について、概ね以下のとおりとします。

・休館日

年末年始と毎週 1 日を基本とし、施設や設備の保守点検はなるべく休館日に行うこととします。また、休館日であっても事前に利用の希望があった場合にも開館できるような柔軟性に配慮しつつ、開館後の利用状況を踏まえた見直しも検討します。

・開館時間・受付時間

近年の全国的な傾向、周辺施設の状況を踏まえ、現在の午前 9 時から午後 9 時までの開館時間を 1 時間延長します。また、受付時間についても利用者の利便性に配慮して、時間の拡大・延長します。

開館時間：9:00～22:00（平日・休日ともに）
受付時間：9:00～20:00（平日・休日ともに）

・利用区分

ホール・楽屋などは、午前・午後・夜間の 3 区分とし、より短時間利用が希望される練習室等の諸室については、時間制など利便性の高い区分や制度を検討します。

・利用料金

施設の広さや席数に応じた利用料金、休日や入場料に応じた加算等を検討します。金額の設定に当たり、受益者負担や市民にも使いやすい料金等を勘案しながら検討を進めます。

5. 整備手法の検討

検討中

7. 事業スケジュール

本計画策定時点で想定される最短の事業スケジュールは次のとおりとなっています。前述の建設候補地によって、スケジュールは異なります。

項目	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 33（2021）年度	平成 34（2022）年度	平成 35（2023）年度	平成 36（2024）年度
構想・計画策定	基本計画	●市民会館閉館					○開館
整備手法	整備手法検討						
設計業務		設計者選定	基本・実施設計		発注手続き		
建設工事					建設工事		
運営準備			管理運営計画		開館準備		

（仮称）茂原市民会館建設基本計画

編集・発行

茂原市　企画財政部　企画政策課　政策推進室

〒297-8511　千葉県茂原市道表１番地

電　話　０４７５－２０－１５１６

ＦＡＸ　０４７５－２０－１６０３

（協力：株式会社シアターワークショップ）